



神奈川県

# 神奈川県災害時小児医療救護活動 ガイドライン（案）

令和5年 月  
神奈川県医療危機対策本部室



# 目次

本マニュアルで使用する用語の定義	1
はじめに	3
1 経緯	3
2 目的	3
3 基本的な考え方	4
第1章 小児リエゾン	5
1 基本事項	5
(1) 小児リエゾンとは	5
(2) 活動内容	5
(3) 委嘱及び任期	5
(4) 派遣等に係る協定	6
2 大規模災害時の活動	6
Stage 1 県からの情報の確認	7
(1) 県からの情報提供	7
(2) 保健医療調整本部等への参集	7
(3) 参集場所	7
Stage 2 災害対応	9
(1) 災害対応業務内容	9
(2) 災害フェーズによる対応	10
第2章 災害時小児医療体制	11
1 主な連携部署	11
2 情報連絡システム	11
3 保健医療調整本部における連絡・調整	12
4 保健医療調整本部における地域の情報の集約と対応	15
5 災害時小児救急医療システムブロック	16
【参考】関係医療機関名簿	24
【参考】小児救急医療体制	32
【参考】周産期救急医療体制	34
【参考】二次保健医療圏	38

時系列活動記録表／情報連絡・処置票

## 本マニュアルで使用する用語の定義

### (1) 保健医療調整本部

災害時に、被災都道府県に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理、分析等の保健医療活動の総合調整を行う本部をいう。

（「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成 29 年 7 月 5 日付け科発 0705 第 3 号・医政発 0705 第 4 号・健発 0705 第 6 号・薬生発 0705 第 1 号・障発 0705 第 2 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知））

### (2) 災害医療コーディネーター

災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部（以下「保健医療調整本部等」という）において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者をいう。

都道府県の保健医療調整本部に配置される者を都道府県災害医療コーディネーター、保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部に配置される者を地域災害医療コーディネーターと呼称する。（以下、特別の記載がない限り、「災害医療コーディネーター」とは「都道府県災害医療コーディネーター」及び「地域災害医療コーディネーター」のいずれも該当するものとする）

### (3) 保健医療活動チーム

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team : DMAT）、日本医師会災害医療チーム（Japan Medical Association Team : JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team : DPAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む）をいう。

### (4) 災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team : DMAT）

災害の発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームをいう。DMAT 事務局、DMAT 都道府県調整本部、DMAT 活動拠点本部等における活動、広域医療搬送、地域医療搬送、病院支援、現場活動等を主な活動とする。また、各本部における業務のサポート、情報収集等のロジスティクスも行う。

### (5) ロジスティクス

保健医療活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保することをいう。保健医療活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含む。

(6) 災害時健康危機管理支援チーム (Disaster Health Emergency Assistance Team : DHEAT)

災害が発生した際に、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チームをいう。

(「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」(平成 30 年 3 月 20 日付け健健発 0320 第 1 号厚生労働省健康局健康課長通知))

(7) 地域防災計画

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づき、都道府県防災会議において防災基本計画に基づき作成される、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画をいう。

(8) 広域災害・救急医療情報システム (Emergency Medical Information System : EMIS)

全国の災害医療に係る情報を共有し、災害時に、被災地域における迅速かつ適切な医療及び救護に関わる各種情報の集約及び提供を行うものをいう。

(9) 地域医療搬送

被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送(県境を越えるものも含む)であり、広域医療搬送以外のものをいう。

災害現場から被災地域内の医療機関への搬送、被災地域内の医療機関から近隣地域への搬送、被災地域内の医療機関から航空搬送拠点臨時医療施設(Staging CareUnit:SCU)への搬送及び被災地域外の SCU から医療機関への搬送を含む。

(10) 広域医療搬送

国が各機関の協力の下、自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。被災地域及び被災地域外の民間や自衛隊の空港等に航空搬送拠点を設置して行う。

# はじめに

## 1 経緯

- 災害医療対策は、過去の大災害を契機として段階的に拡充を遂げてきた。1995年の阪神・淡路大震災後の災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team; DMAT）の発展はめざましかったが、妊婦、新生児や小児などの災害弱者、心のケアの対策などの準備は必ずしも十分ではなかった。
- 2011年の東日本大震災においては、災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team; DPAT）が組織され、さらに小児・新生児・妊産婦の潜在的なニーズを災害対策本部へ届けるための仕組づくりの必要性が議論され始めた。
- 2016年の熊本地震の際には、現在の災害時小児周産期リエゾン（以下「リエゾン」という）の原型が熊本県災害対策本部において活動し、その効果を示した。同年より厚生労働省は、リエゾンの養成を開始し、2019年2月には活動要領を発出した。神奈川県（以下「県」という）においては、2019年5月にリエゾン設置要綱を策定、同年7月には第1次委嘱を行った。
- その後も経年的に、県内におけるリエゾン養成と委嘱が進み、災害時情報共有システム（日本産科婦人科学会大規模災害対策情報システム：P E A C E）も小児周産期領域で整備が進んだ。一方、新生児・妊産婦に対する周産期医療に比較して、小児医療の災害時に備えた指針とネットワーク整備が十分ではなかったことを踏まえ、今回の神奈川県災害時小児医療救護活動ガイドラインの策定に至った。

## 2 目的

- 今後発生が予想される都心南部直下地震、三浦半島断層群地震、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震等とそれらに伴って発生する津波や浸水、土砂災害、火災等や、火山災害等の大規模な自然災害などから、県民である子ども達の生命と健康を守るため、災害時小児医療救護活動の概要を明らかにする。
- さらに、小児領域に係る災害時小児周産期リエゾン（以下「小児リエゾン」という）ではなくとも、開業医をはじめ、病院勤務医師、看護師、保健師などを含めた小児の保健医療に従事する者全員の防災意識を高め、平時からのネットワークづくりと災害時情報共有システム（日本産科婦人科学会大規模災害対策情報システム：P E A C E）の周知に広く寄与することを目的とする。
- 局地的な風水害、火山災害、土砂災害、大規模な事故などの局地災害の場合でも、被災地域での保健医療活動の体制は、地震を想定した体制と基本的に同様である。

### 3 基本的な考え方

- 本ガイドラインは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）、神奈川県地域防災計画（以下「地域防災計画」という）および神奈川県保健医療救護計画（以下「保健医療救護計画」という）に基づき、小児リエゾン及び保健医療救護活動について記載する。

神奈川県地域防災計画

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/cnt/f5150/>

神奈川県保健医療救護計画

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/27552/iryokeikaku.pdf>

- 災害時小児医療救護活動においては、旧来の県の防災計画と保健医療救護計画に準拠することが前提となる。その上で活動する小児リエゾンの体制と活動内容の指針を詳述する。
- このガイドラインは、神奈川県災害医療対策会議下・災害医療コーディネーター会議下・災害時小児周産期リエゾン会議のもとに、小児ガイドライン作成ワーキンググループが 2021 年に設置されて検討・作成された。
- 災害発生前と同程度の医療機能に復旧するまでの期間の活動方針であり、特に急性期までの活動を示したものである。
- 全県の小児医療従事者は、小児リエゾンとの情報共有につとめ、県庁はじめ各地域に設置される災害対策本部に、災害弱者である子ども達の災害時ニーズを適切に届けるとともに、重症者の域内・域外搬送を適切に示唆することが使命となる。
- 災害時の情報共有の際には、さまざまな災害時情報システムにかかる使用方法の知識と習得が必要である。小児医療従事者全般、とくに小児リエゾンにおいては、災害時情報システムに平時から習熟しておくことが求められる。
- さらに、災害時小児医療救護活動は、県の地域防災計画と保健医療救護計画とを前提とした活動となる。従って、小児リエゾンは、県庁はじめ各地域に配属される災害医療コーディネーターとの情報共有を適切に行う。とくに保健医療調整本部に参集する小児リエゾンは、保健医療調整本部の指揮系統下に配属され、県災害医療コーディネーターをサポートする調整業務を行うため、平時から上記資料等をもとに、県災害対策の全容を熟知しておくことが望まれる。
- なお、本ガイドラインは今後も状況の変更に応じて、適宜内容の見直し・改変を図ることとする。

# 第1章 小児リエゾン

## 1 基本事項

### (1) 小児リエゾンとは

- リエゾンとは、県の委嘱を受けて、災害時的小児周産期医療に際して、必要な情報を集約一元化し、迅速かつ的確に医療救護活動を行う者である。
- リエゾンは、小児領域（小児科医、小児外科医）ほか、新生児領域（新生児科医）と妊産婦領域（産婦人科医）とで構成されており、3領域は相互に協力・補完しつつ業務を行う。
- 小児リエゾンとは、リエゾンのうち小児領域（小児科医、小児外科医）を専門とするリエゾンを指す。

### (2) 活動内容

- 小児リエゾンは、小児医療に関する情報収集を行い、県災害医療コーディネーターと連携しながら、傷病者の受入調整、人的支援等の医療ニーズの調整等を行う。

#### 災害時小児周産期リエゾン活動要領（厚生労働省平成31年2月）

・災害時小児周産期リエゾンとは、災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者である。

※活動要領は <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000478156.pdf> 参照

- 保健医療調整本部に参集する小児リエゾンは、大規模災害の発生時においては県知事の要請を受け、神奈川県災害対策本部の保健医療部門である神奈川県保健医療調整本部に参集し、医学的見地から助言を行う。
- 保健医療調整本部に参集しなかった小児リエゾンは、所属する各地域（災害時小児救急医療システムブロック）において小児周産期医療に関する情報収集を継続し、保健医療調整本部に参集した小児リエゾンへの情報伝達とともに、各地域の保健医療救護計画に準じた地域内での情報共有につとめる。
- 小児リエゾンは、平時においては、県が行う災害時的小児医療提供体制のあり方の検討、訓練・研修の企画、人材育成等について、助言及び支援を行う。

### (3) 委嘱及び任期

- ・ 県は、小児リエゾンの所属する病院又は団体との間に、神奈川県災害時小児周産期リエゾンの派遣等に係る協定書を締結する。協定に基づき、県内の小児・周産期医療提供体制に精通している医師を、小児リエゾンとして委嘱する。

- ・ 小児リエゾンの任期は原則として2年とする。ただし、神奈川県知事が必要と認める場合は、再度委嘱することができる。

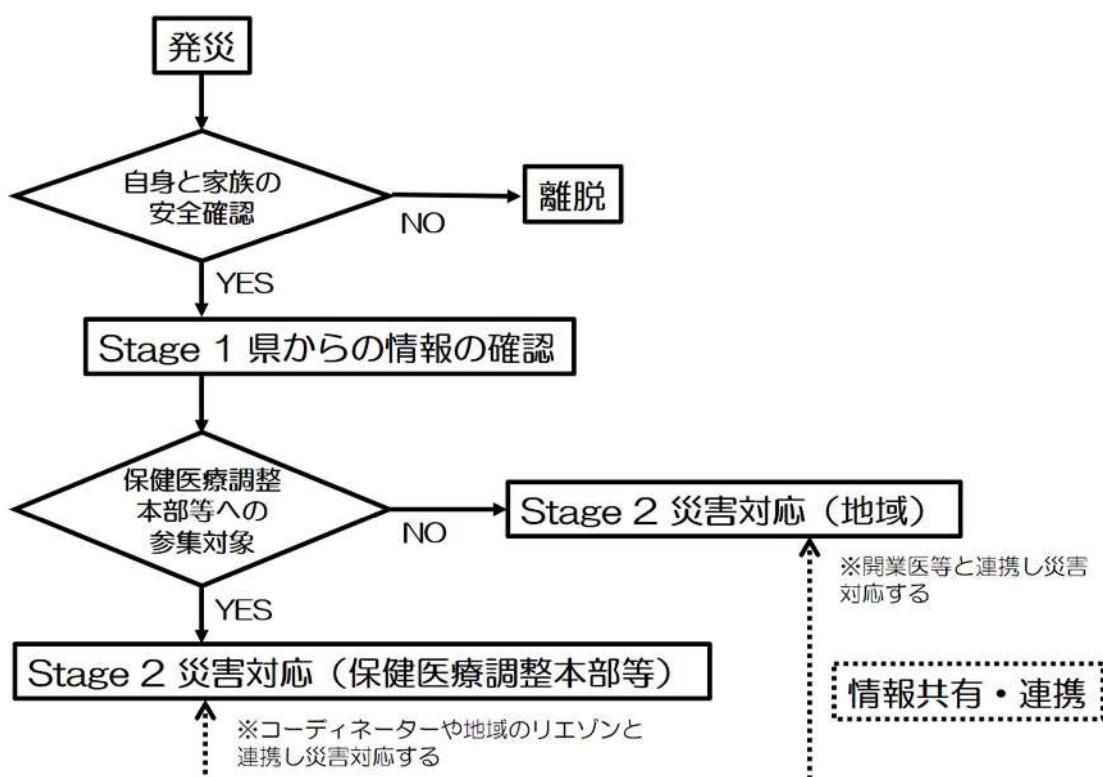
#### (4) 派遣等に係る協定

- ・ 神奈川県知事は、災害対策基本法、災害救助法、地域防災計画、保健医療救護計画に基づく医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、医療機関の所属長に対して、小児リエゾンの派遣を要請する。
- ・ 医療機関の所属長は、県から要請を受けた場合は、委嘱を受けていた医師を小児リエゾンとして可能な限り派遣するものとする。

## 2 大規模災害時の活動

- 小児リエゾンは、大規模災害の発災直後から収束までの間、県保健医療調整本部長又は県保健医療支援本部長の指揮下で、医療救護活動のうち小児医療分野に関して必要な助言及び支援を行い、県災害医療コーディネーターをサポートする。
- 発災後は、次に示すアクション・フローチャートに従って行動する。詳細は各項で詳述する。

小児リエゾンのアクション・フローチャート



## Stage 1 県からの情報の確認

### (1) 県からの情報提供

- ・ DMA T自動待機基準に該当する事象の場合、待機開始時と解除時に、県からリエゾンのマーリングリストを通じて、小児リエゾンに情報提供を行う。

#### DMA T自動待機基準（日本DMA T活動要領 令和4年2月8日改正）

(1) 震度5強：

東京 23 区

(2) 震度6弱または、特別警報の発表：

本県+(1)+関東ブロック（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京）+隣接県（山梨、静岡）

(3) 震度6強：

(1)+(2)+東北ブロック（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟）+中部ブロック（富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）

(4) 震度7または、大津波警報の発表：

全国

### (2) 保健医療調整本部等への参集

- ・ 県災害対策本部設置基準に該当し県が必要と判断した場合、小児リエゾンは、県の要請に基づき、大規模災害発災時に保健医療調整本部等に参集する。

#### リエゾンの参集基準

県はあらかじめ作成した毎月の当番表に準じて、電話で要請する。

・ 筆頭者が参集できない場合や、複数名要請する場合は、マーリングリストで全員の参集の可否、到着予定時間等を照会する。

・ 当番表の順位を基本としつつ参集可能時間等も考慮して要請する。

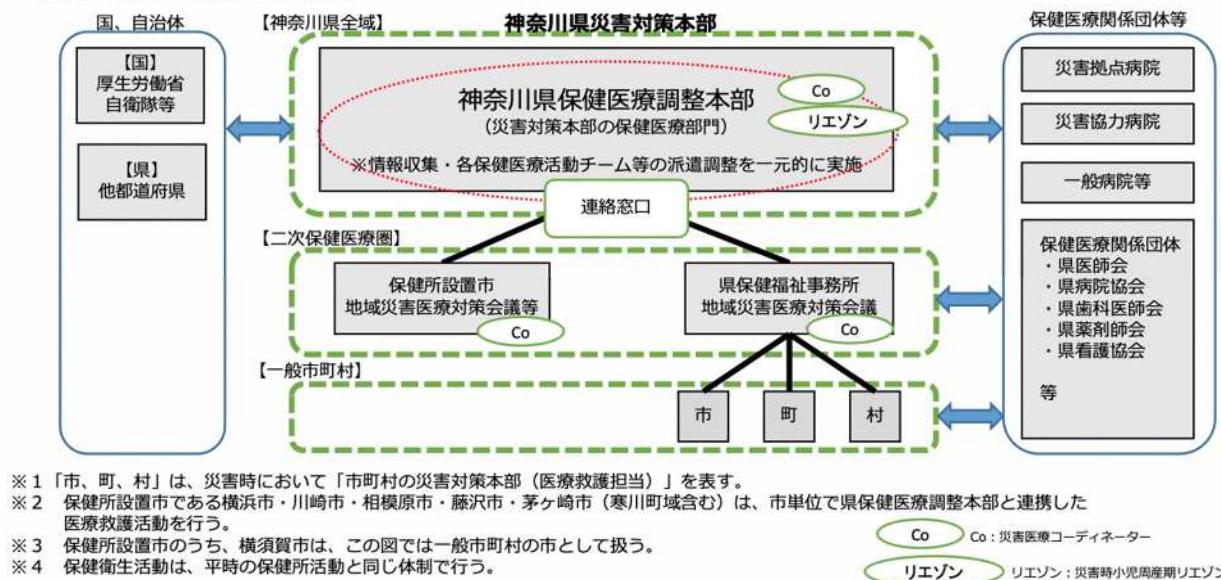
※ 参集人数は災害の規模に応じてその都度判断する。

※ 災害が長期化する場合には、災害の状況に応じて、2~3交代制となるよう編成する。

### (3) 参集場所

- ・ 参集場所である、保健医療調整本部、保健医療支援本部は、県庁舎内に設置する。被災状況により県庁舎内に設置できない時は、県総合防災センター（厚木市下津古久）に設置する。

### 三階層の保健医療総合調整機能



## 県災害対策本部設置基準

本部の設置基準（地震災害及び火山災害）	備考
1 県下全域にわたり大規模な災害が発生したとき	各局及び各地域県政総合センター等は、事態を承知したときは、本部設置決定通知等を待たず、第2次本部体制をとる。
2 大津波警報が県下に発表されたとき	
3 横浜地方気象台が震度6弱以上を観測発表したとき 又は震度情報ネットワークシステムによって震度6弱以上を観測したとき	
4 その他状況により必要があるとき	
5 津波警報が県下に発表され、又は横浜地方気象台が震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムによって震度5弱若しくは震度5強を観測し、かつ、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき	各局及び各地域県政総合センター等は、本部設置決定通知に基づき、第1次本部体制又は第2次本部体制をとる。
6 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき	
7 その他状況により必要があるとき	

## 【参考】県保健医療調整本部

- 県は、地震等の大規模災害が発生又は発生のおそれがあり、県災害対策本部を設置したとき、県災害対策本部の下に、市町村の行う保健医療活動の総合調整と市町村の能力を超えた場合の応援、補完を行うため、県保健医療調整本部を設置する。
  - 県保健医療調整本部は、県庁舎内に設置する。被災状況により県庁舎内に設置できない時は県総合防災センター（厚木市下津古久）に県保健医療調整本部を設置する。
  - 原則として、医療機関での通常診療が可能になり、全ての保健医療活動チームの活動が終了し、災害時対応が概ね収束した時点で、県保健医療調整本部は活動を終了する。

### 【参考】県保健医療支援本部

- 県は、他の都道府県において発生した一定規模以上の災害により、多数の傷病者が見込まれるため、神奈川県災害対策支援本部が設置されたときは、当該支援本部の下に県保健医療支援本部を設置する。なお、県災害対策支援本部が設置されていない場合であっても、被災都道府県等から保健医療活動に係る応援要請があった場合には、県保健医療支援本部を設置する。
- 県保健医療支援本部は、県庁舎内に設置する。
- 原則として、派遣した全ての保健医療活動チームが撤収し、被災都道府県からの応援要請が終了した時点で、保健医療支援本部は活動を終了する。

## Stage 2 災害対応

### (1) 災害対応業務内容

#### [保健医療調整本部への参集]

- ・ 保健医療調整本部に参集した小児リエゾンは、小児救急医療圏内の各施設小児関連被災状況を可及的に収集し、災害時小児救急医療システムブロックに準じて、リエゾン間の情報共有をはかる。必要に応じてP E A C E に情報入力する。
- ・ 保健医療調整本部に参集した小児リエゾンは、保健医療調整本部に集まる様々な情報や、EMIS や県内の小児領域の任意のネットワークなどから得られる被災状況や支援要請などの情報を集約し、災害医療コーディネーターをサポートしながら小児領域における支援活動を行う。また、保健医療調整本部に参集しなかった小児リエゾンとの間で情報共有を行い、必要に応じて日本小児科学会災害対策本部や被災地外のリエゾンなどとの情報共有を目的としてP E A C E に情報を入力する。

#### [保健医療調整本部へ参集しなかった場合]

- ・ 保健医療調整本部に参集しなかった小児リエゾンは、情報集約拠点を確定して、他ブロックのリエゾンと情報共有をはかり、神奈川県保健医療調整本部あるいは災害医療コーディネーターとの情報共有につとめる。
- ・ 保健医療調整本部に参集しなかった小児リエゾンは、地域の開業医や地域内の小児領域の任意のネットワークを通じて被災状況や支援要請などの情報の集約をはかり、保健医療調整本部に参集した小児リエゾンとの間で情報共有を行う。
- ・ 災害時の状況により、県との調整のうえ、オンライン通信機器等を利用し、災害医療コーディネーターへの助言等を行う。

#### [保健医療支援本部等への参集]

- ・ 被災都道府県からの患者受入要請があった場合、災害医療コーディネーターと連携しながら受入及び搬送調整を行う。

## (2) 災害フェーズによる対応

- ・ 国の中央防災会議防災対策推進検討会議において分類されているフェーズを参考にして、次の6つのフェーズに分類し、それぞれの段階における医療ニーズに応じた対応をすることとする。

### 【参考】災害フェーズ

フェーズ名	時期
フェーズ0：静穏期	平時
フェーズ1：発災直後	発災直後～およそ1日後
フェーズ2：超急性期	およそ発災1日後～3日後
フェーズ3：急性期	およそ発災3日後～1週間後
フェーズ4：亜急性期	およそ発災1週間後～1か月後
フェーズ5：慢性期	およそ発災1か月後～

- ・ 活動期間が長期に及ぶ場合は、適宜交代制とする。

## 第2章 災害時小児医療体制

### 1 主な連携部署

連携先	想定される調整担当者	必要な連携内容
保健医療関係団体 ・県医師会 ・県病院協会 ・県歯科医師会 ・県薬剤師会 ・県看護協会 ・県助産師会 等	各団体の災害対策本部委員	・情報入力補助の依頼 ・人的支援要請 等
県内的小児科医会、任意の小児科領域のネットワーク等	小児科医会長、各団体のネットワーク委員	・被災情報の報告や連絡 等

### 2 情報連絡システム

- 小児リエゾンは、関係機関から広域災害救急医療情報システム（EMIS）により報告された被害状況等について把握する。
- 小児周産期医療情報等については、日本産科婦人科学会大規模災害対策情報システム（P E A C E）や、県内の任意の小児科領域のネットワーク等により情報を収集、整理し、保健医療活動の総合調整に活用する。

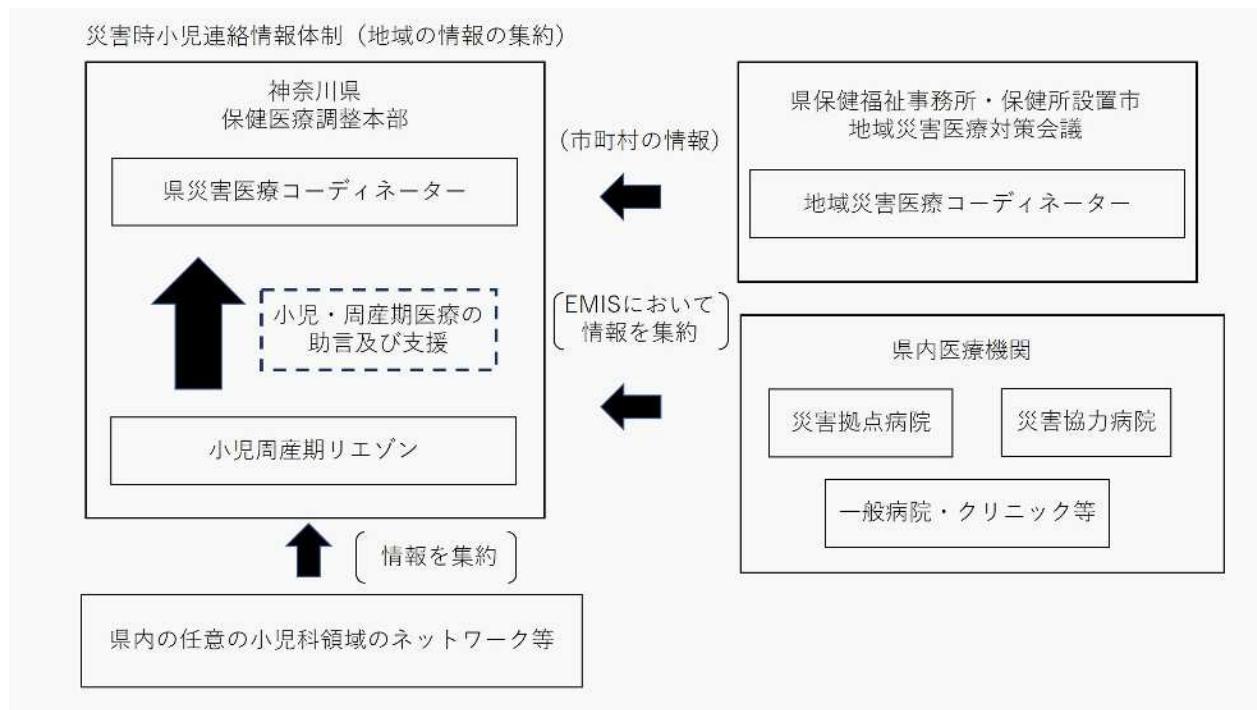
広域災害救急医療情報システム（EMIS）

<https://www.wds.emis.go.jp/>

日本産科婦人科学会大規模災害対策情報システム（P E A C E）

[https://www.jsog.or.jp/modules/disaster/index.php?content\\_id=1](https://www.jsog.or.jp/modules/disaster/index.php?content_id=1)

- 医療機関やリエゾン同士の連絡にあたっては、災害時の状況によって、電子メール、衛星電話、無線等、複数の連絡手段を活用する。
- 収集した情報の整理と対応のため、別紙参考資料様式「時系列活動記録表」「情報連絡・処置票」を適宜使用する。またEMISの「関連様式」よりダウンロードして使用する。
- EMIS・P E A C Eの具体的な操作手順については、別冊「災害時の連絡情報システム 操作方法」を参照する。



### 3 保健医療調整本部における連絡・調整

- 小児リエゾンは、都道府県災害医療コーディネーターに、小児周産期医療分野における被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う。

#### 【県災害医療コーディネーター】

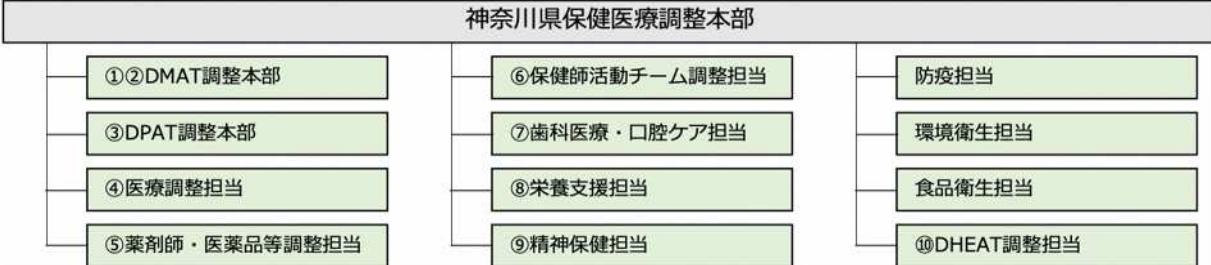
県は、災害医療の実務経験等を有し、県内の医療提供体制に精通した医師を県災害医療コーディネーターとして委嘱する。災害の程度によっては長期間に及ぶことも想定されるので、その間の交代要員も考慮した人数とする。

県災害医療コーディネーターは、県保健医療調整本部等において、県内の保健医療活動に関して全体の情報を把握し、一元的に調整を行う。

- 小児リエゾンは、県保健医療調整本部において、適宜次の関係機関と情報の収集・提供を行う可能性がある。
- 情報の収集・提供に当たっては、適宜時系列活動記録票（WORD版）や情報連絡・処置票を活用する。（巻末添付様式参照）

**神奈川県保健医療調整本部の体制図** :番号は調整対象の保健医療活動チーム

:番号がない担当は、チームの派遣調整はなく、業務支援を行う



## 保健医療活動チーム（現場支援）

区分	チーム名
医療救護活動	①D M A T
	②神奈川D M A T - L
	③D P A T
	④都道府県医療救護班
	⑤その他の救護班
	⑥J M A T（日本医師会災害医療チーム）
	⑦日本赤十字社救護班
薬剤師班	⑧薬剤師チーム
保健活動チーム	⑨保健師活動チーム・保健師等派遣チーム
	⑩歯科医療救護班
	⑪栄養士チーム
	⑫こころのケアチーム

## 本部支援チーム

区分	チーム名
D H E A T	⑬D H E A T

## 保健福祉事務所（県域）

県保健福祉事務所	所管市町村	電話番号
平塚保健福祉事務所	平塚市、大磯町、二宮町	0463-32-0130
平塚保健福祉事務所秦野センター	秦野市、伊勢原市	0463-82-1428
鎌倉保健福祉事務所	鎌倉市、逗子市、葉山町	0467-24-3900
鎌倉保健福祉事務所三崎センター	三浦市	046-882-6811
小田原保健福祉事務所	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	0465-32-8000
小田原保健福祉事務所足柄上センター	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	0465-83-5111
厚木保健福祉事務所	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村	046-224-1111
厚木保健福祉事務所大和センター	大和市、綾瀬市	046-261-2948

## 保健所（保健所設置市）

### ○横浜市

保健所	所管市区町村	電話番号
鶴見福祉保健センター	鶴見区	045-510-1842
神奈川福祉保健センター	神奈川区	045-411-7141
西福祉保健センター	西区	045-320-8442
中福祉保健センター	中区	045-224-8337
南福祉保健事務所	南区	045-341-1191
港南福祉保健センター	港南区	045-847-8444
保土ヶ谷福祉保健センター	保土ヶ谷区	045-334-6361
旭福祉保健センター	旭区	045-954-6166
磯子福祉保健センター	磯子区	045-750-2451
金沢福祉保健センター	金沢区	045-788-7871
港北福祉保健センター	港北区	045-540-2370
緑福祉保健センター	緑区	045-930-2365
青葉福祉保健センター	青葉区	045-978-2463
都筑福祉保健センター	都筑区	045-948-2356
戸塚福祉保健センター	戸塚区	045-866-8474
栄福祉保健センター	栄区	045-894-6967
泉福祉保健センター	泉区	045-800-2451
瀬谷福祉保健センター	瀬谷区	045-367-5751

### ○川崎市

保健所	所管市区町村	電話番号
川崎区役所地域みまもり支援センター	川崎区	044-201-3221
幸区役所地域みまもり支援センター	幸区	044-556-6683
中原区役所地域みまもり支援センター	中原区	044-744-3273
高津区役所地域みまもり支援センター	高津区	044-861-3323
宮前区役所地域みまもり支援センター	宮前区	044-856-3272
多摩区役所地域みまもり支援センター	多摩区	044-935-3308
麻生区役所地域みまもり支援センター	麻生区	044-965-5164

### ○相模原市

保健所	所管市区町村	電話番号
相模原市保健所	相模原市	042-769-9234

### ○横須賀市

保健所	所管市区町村	電話番号
横須賀市保健所	横須賀市	046-824-2191

○藤沢市

保健所	所管市区町村	電話番号
藤沢市保健所	藤沢市	0466-50-3594

○茅ヶ崎市、寒川町

保健所	所管市区町村	電話番号
茅ヶ崎市保健所	茅ヶ崎市	0467-38-3316

#### 4 保健医療調整本部における地域の情報の集約と対応

- 災害発生時には、原則として二次保健医療圏ごとに設置される、地域災害医療対策会議が医療救護活動の本部機能を担う。

##### 地域災害医療対策会議の所管市町村

会議名	所管市町村	事務局
横須賀・三浦地域災害医療対策会議	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	鎌倉保健福祉事務所
湘南西部地域災害医療対策会議	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町	平塚保健福祉事務所
県央地域災害医療対策会議	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	厚木保健福祉事務所
県西地域災害医療対策会議	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原保健福祉事務所

※ 地域災害医療対策会議は、原則、二次保健医療圏ごとに設置するが、政令指定都市及び藤沢市、茅ヶ崎市は、管轄区域単位で地域災害医療対策会議に相当する会議を設置するものとし、県の地域災害医療コーディネーターに相当する専門家を配置する。

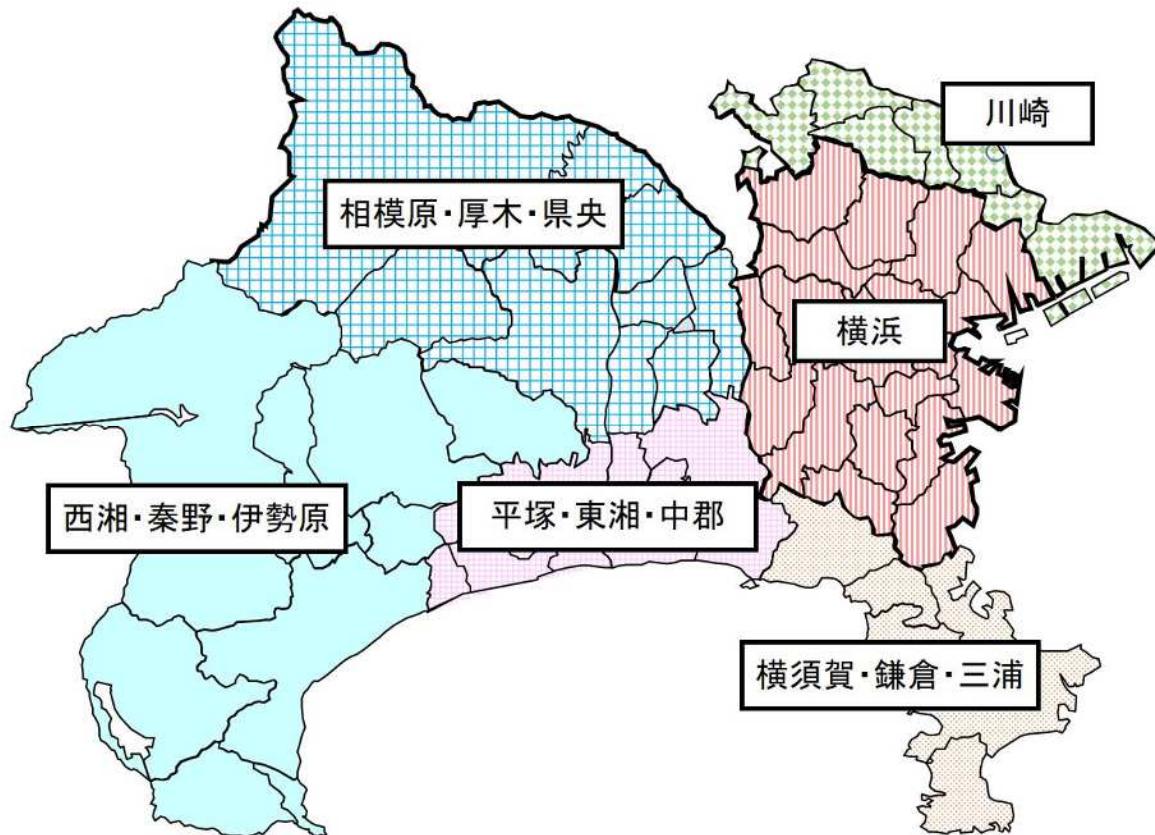
【参考】地域災害医療コーディネーター

県は、地域の医療提供体制に精通した医師を地域災害医療コーディネーターとして委嘱し、県内の二次保健医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議に配置する。

- 地域災害医療対策会議等からの要請に基づき、各地域への小児・周産期の患者等に係る受入及び搬送等の調整等を行う。
- 小児リエゾンは、小児ガイドライン作成ワーキンググループにおいて定められた小児救急医療システムブロックに準じて集約された、地域の小児の情報について取り扱うこととなるが、県の二次保健医療圏とは異なるので注意が必要である。

## 5 災害時小児救急医療システムブロック

- 災害時には、次の小児救急医療システムブロックにより、小児の情報を集約する。



ブロック名	構成市区町村
横浜	(北部) 鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都築区 (西部) 西区、保土ヶ谷区、旭区、戸塚区、泉区、瀬谷区 (南部) 中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区
川崎	(北部) 高津区、多摩区、宮前区、麻生区 (南部) 川崎区、中原区、幸区
相模原 厚木 県央	相模原市（緑区、中央区、南区） 厚木市、愛川町、清川村 大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
横須賀 鎌倉 三浦	横須賀市 鎌倉市 逗子市、三浦市、葉山町
平塚 東湘 中郡	平塚市 藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町 大磯町、二宮町
西湘 秦野 伊勢原	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 秦野市 伊勢原市

○ 小児救急医療体制における関係医療機関の配置（令和4年7月1日時点）

**神奈川県内における小児救急医療体制**

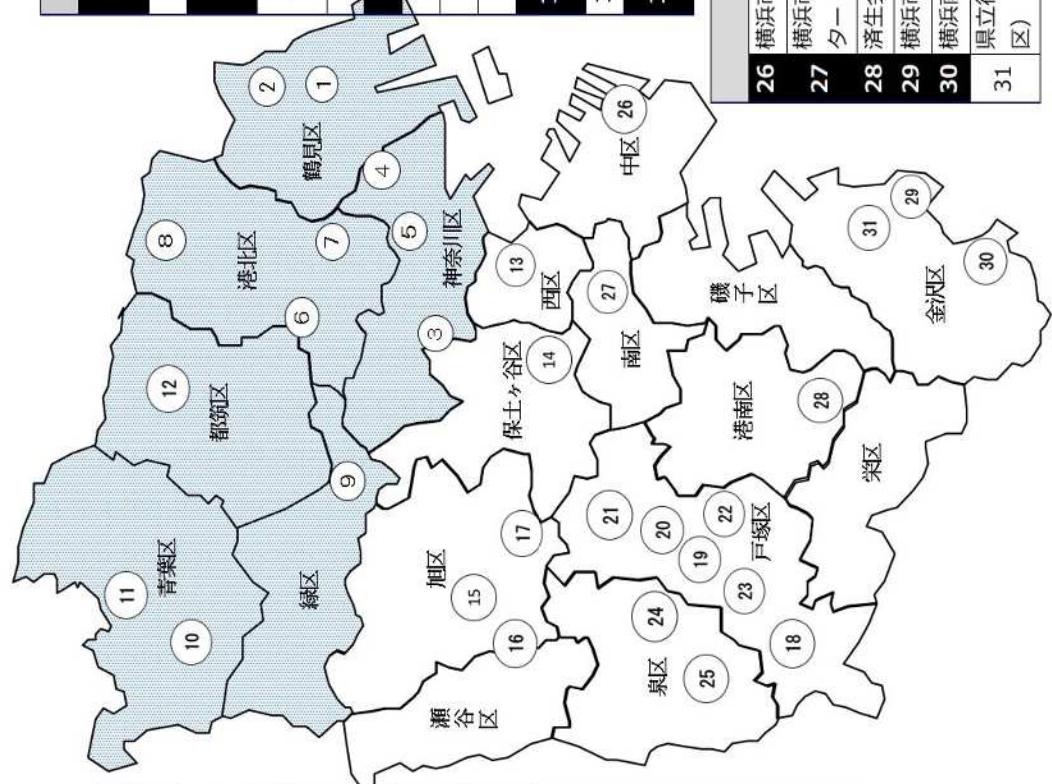
2022年7月1日現在

川崎南部		電話番号	救命 小児Re 新生児Re	電話番号	救命 小児Re 新生児Re	
38 川崎市立川崎病院	(川崎区)	044-233-5521	★	1 深生会横浜市東創病院 (鶴見区)	045-576-3000	★
39 萩ヶ丘病院	(川崎区)	044-222-3255		2 沙田総合病院 (鶴見区)	045-574-1011	
40 日本胸管病院	(川崎区)	044-333-5591		3 横浜市立市民病院 (神奈川区)	045-316-5580	★
41 太田総合病院	(川崎区)	044-244-0131		4 大口草薙総合病院 (神奈川区)	045-401-2411	
42 川崎協同病院	(川崎区)	044-299-4781		5 草薙浜病院 (神奈川区)	045-383-1121	
43 関東労災病院	(中原区)	044-411-3131		6 横浜労災病院 (港北区)	045-474-8111	★
44 川崎市立井手病院	(中原区)	044-766-2188		7 莉名記念病院 (港北区)	045-402-7111	
45 日本医科大学武藏小杉病院	(中原区)	044-733-5181	★	8 高田中央病院 (港北区)	045-592-5557	
46 川崎赤十字病院	(中原区)	044-544-4611		9 牧野記念病院 (練馬区)	045-933-4111	
相模原・厚木・逗幸				10 昭和大学藤が丘病院 (青葉区)	045-971-1151	★
47 相模原赤十字病院 (練 区)		042-761-6020		11 横浜総合社会病院 (都筑区)	045-902-0001	
48 厚木赤十字病院 (練 区)		042-784-1101		12 昭和大学横浜市北部病院 (都筑区)	045-949-7000	
相模原・厚木・逗幸		電話番号	救命 小児Re 新生児Re	電話番号	救命 小児Re 新生児Re	
49 北里大学病院 (南区)		042-778-8111	★ ○ ○	13 けいゆう病院 (西区)	045-721-8181	
50 宮立病院相模原病院	(横浜区)	042-742-8311		14 三鷹総合病院 (保土ヶ谷区)	045-715-3111	
51 早稲田大学病院 (厚木 市)		042-742-3577		15 上白根病院 (旭区)	045-951-3221	
52 甲子園病院 (厚木 市)		046-221-1570		16 上アリランナ歯科医院 (横浜市西区)	045-366-1111	★
53 東2丁目病院 (厚木 市)		046-229-1771		17 横浜駒ヶ峰病院 (地区)	045-371-2511	
54 仁多会病院 (厚木市)		046-221-3330		18 国立西院保健医療センター (戸塚区)	045-851-2621	★
55 湘南町立厚木病院 (厚木 市)		046-223-3636		19 仁多会立第1病院 (戸塚区)	045-854-2501	
56 大和町立病院 (大和 市)		046-260-0111		20 戸塚立第2病院 (戸塚区)	045-881-3205	
57 南大和病院 (大和市)		046-269-2411		21 東戸塚記念病院 (戸塚区)	045-825-2111	
58 海老名総合病院 (海老 名市)		046-233-1311	★	22 平成病院 (戸塚区)	045-860-1777	
59 塚越総合病院 (座間 市)		046-251-1311		23 西横浜国際総合病院 (戸塚区)	045-871-8855	
60 湘南・逗幸・伊勢原		0465-34-3175	★	24 国際新進総合病院 (座間区)	045-813-0221	
61 伊勢原総合病院 (伊勢原市)		0463-94-2111	○	25 戸塚立リハビリテーション病院 (座間区)	045-800-0320	
平塚・葉調・中郡		電話番号	救命 小児Re 新生児Re	電話番号	救命 小児Re 新生児Re	
62 平塚市民病院 (平塚市)		0463-32-0015	★	26 横浜市立みなし赤十字病院 (中区)	045-628-6100	★
63 湘南市民病院 (藤沢市)		0466-25-3111	○	27 横浜市立大学附属横浜市民医療センター (南区)	045-261-5656	★
64 湘南湘南台病院 (藤沢市)		0466-44-1451		28 深生会横浜市南部病院 (港南区)	045-832-1111	
65 湘南中央病院 (松田町)		0465-83-0351		29 横浜市立大学附属藤沢病院 (金沢区)	045-787-2800	○
66 湘南相模台病院 (藤沢市)		0463-81-3721		30 横浜共済病院 (金沢区)	045-782-2101	★
67 湘南鶴岡見附病院 (藤沢市)		0466-48-6501		31 黒立惟櫻器手取器病院 (金沢区)	045-701-9581	
68 湘南臨沖整体外科病院 (藤沢市)		0466-27-1511		32 神奈川県立こども医療センター (南区)	045-711-2351	○
69 湘南臨沖慈生会病院 (藤沢市)		0466-35-1177		33 横須賀・鎌倉・三浦		
70 湘南中央病院 (茅ヶ崎市)		0466-36-8151		電話番号	救命 小児Re 新生児Re	
71 茅ヶ崎市立病院 (茅ヶ崎市)		0467-52-1111		60 横須賀共済病院 (横須賀市)	046-822-2710	★
72 東邦大学医学部付属病院	(茅ヶ崎市)	0467-58-1311		61 横須賀市立市民病院 (横須賀市)	046-816-3126	
73 湘南東部総合病院	(茅ヶ崎市)	0467-83-9111		62 横須賀市立こまち病院 (横須賀市)	046-823-2630	★
74 寒川病院 (寒川町)		0467-75-6660		63 湘南鎌倉総合病院 (鎌倉市)	0467-46-1717	★

\* PICU:北里大学病院  
\* ドクターへり:東海大学医学部付属病院  
■ 災害拠点病院 □ 災害協力病院  
★ 救命救急センター 高度救命救急センター

○ 各ブロックにおける関係医療機関の配置（令和4年7月1日時点）

# 横浜



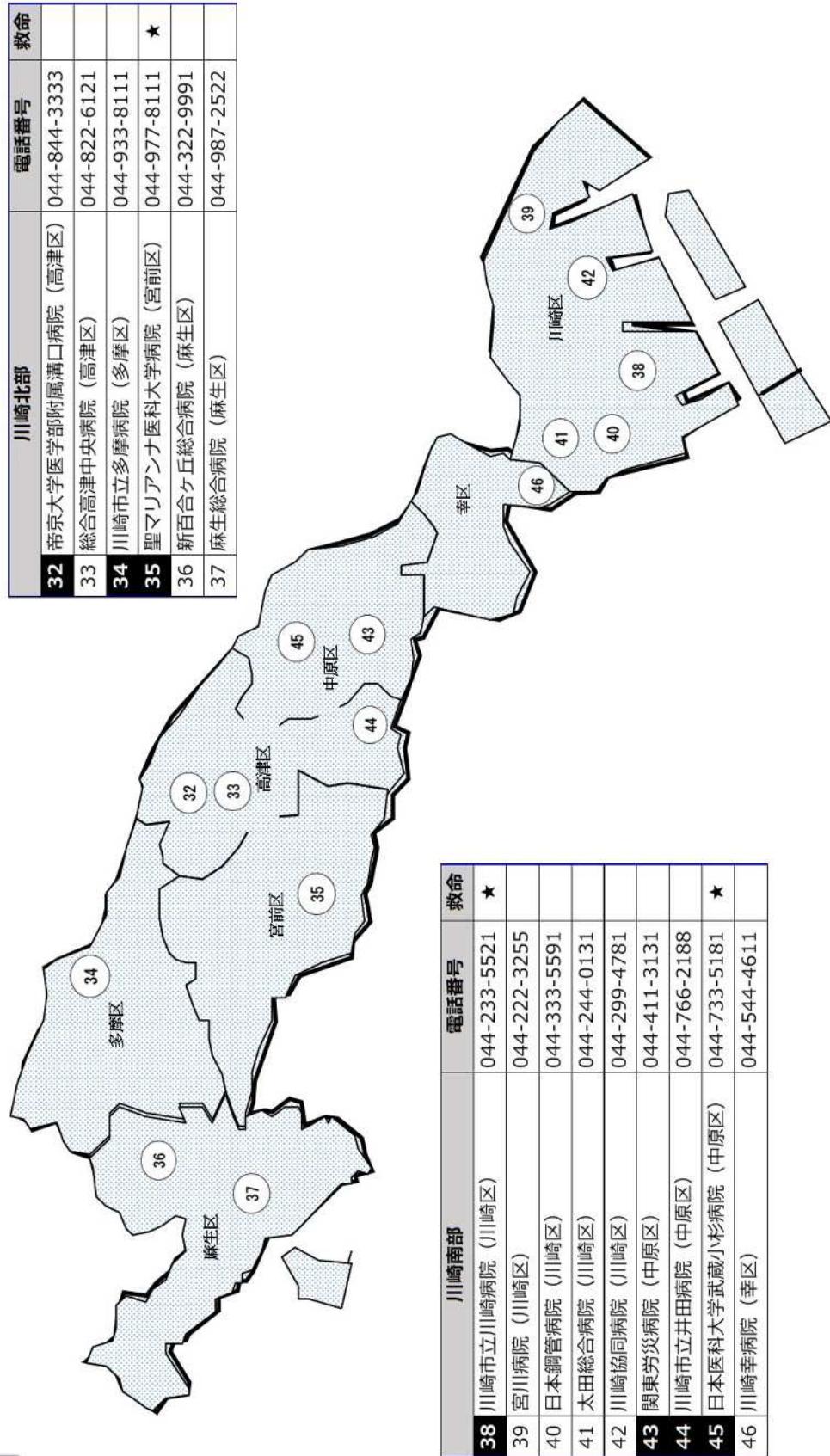
横浜北部		電話番号	救命
1	済生会横浜市東部病院（鶴見区）	045-576-3000	★
2	汐田総合病院（鶴見区）	045-574-1011	
3	横浜市立市民病院（神奈川区）	045-316-4580	★
4	大口東総合病院（神奈川区）	045-401-2411	
5	東横浜病院（神奈川区）	045-383-1121	
6	横浜労災病院（港北区）	045-474-8111	★
7	菊名記念病院（港北区）	045-402-7111	
8	高田中央病院（港北区）	045-592-5557	
9	牧野記念病院（緑区）	045-933-4111	
10	昭和大学藤が丘病院（青葉区）	045-971-1151	★
11	横浜総合病院（青葉区）	045-902-0001	
12	昭和大学横浜市北部病院（都筑区）	045-949-7000	

横浜南部		電話番号	救命
26	横浜市立みなと赤十字病院（中区）	045-628-6100	★
27	横浜市立大学附属市民総合医療センター（南区）	045-261-5656	●
28	済生会横浜市南部病院（港南区）	045-832-1111	
29	横浜市立大学附属病院（金沢区）	045-787-2800	
30	横浜南共済病院（金沢区）	045-782-2101	★
31	県立循環器呼吸器病センター（金沢区）	045-701-9581	

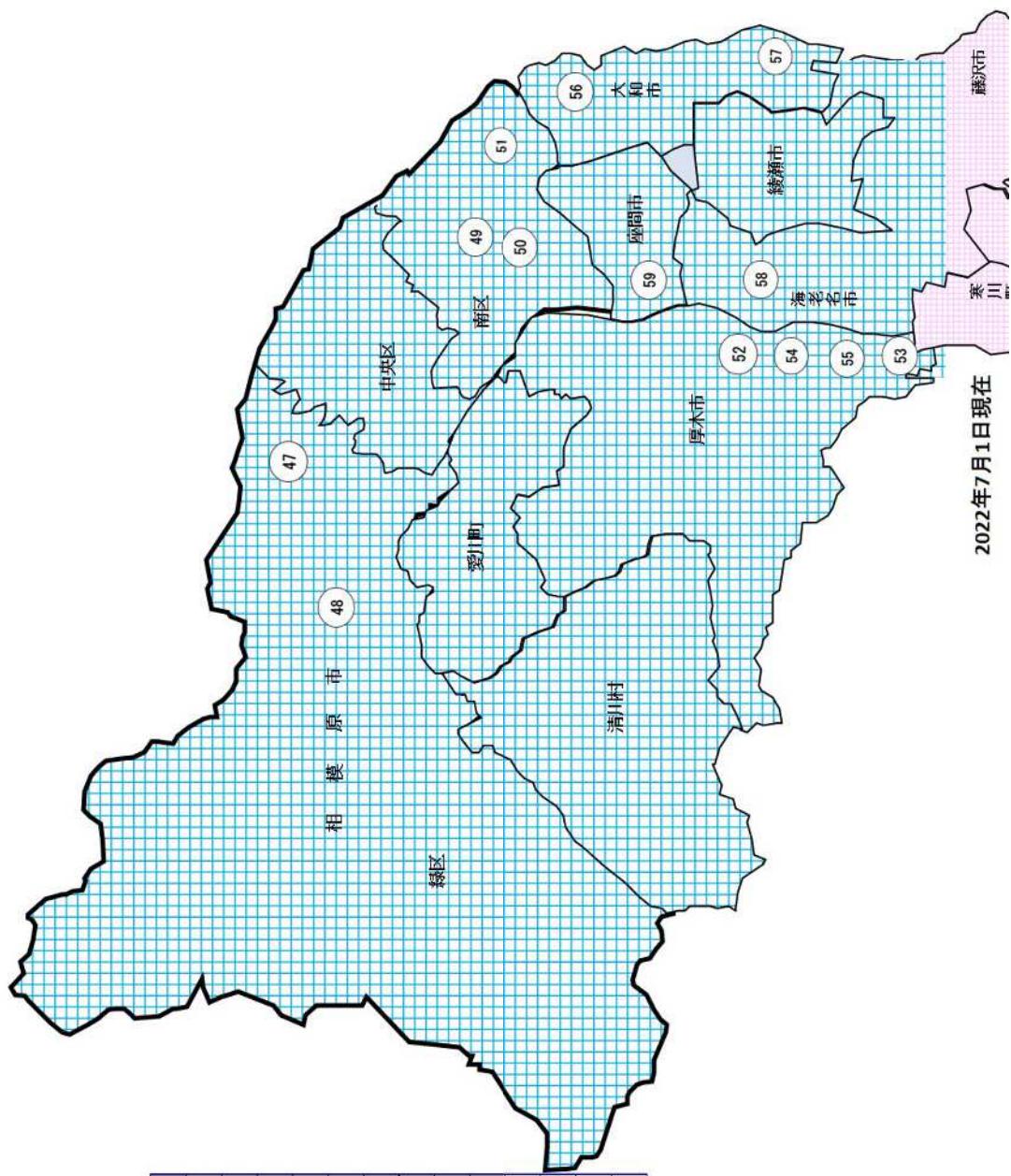
2022年7月1日現在

# 川崎



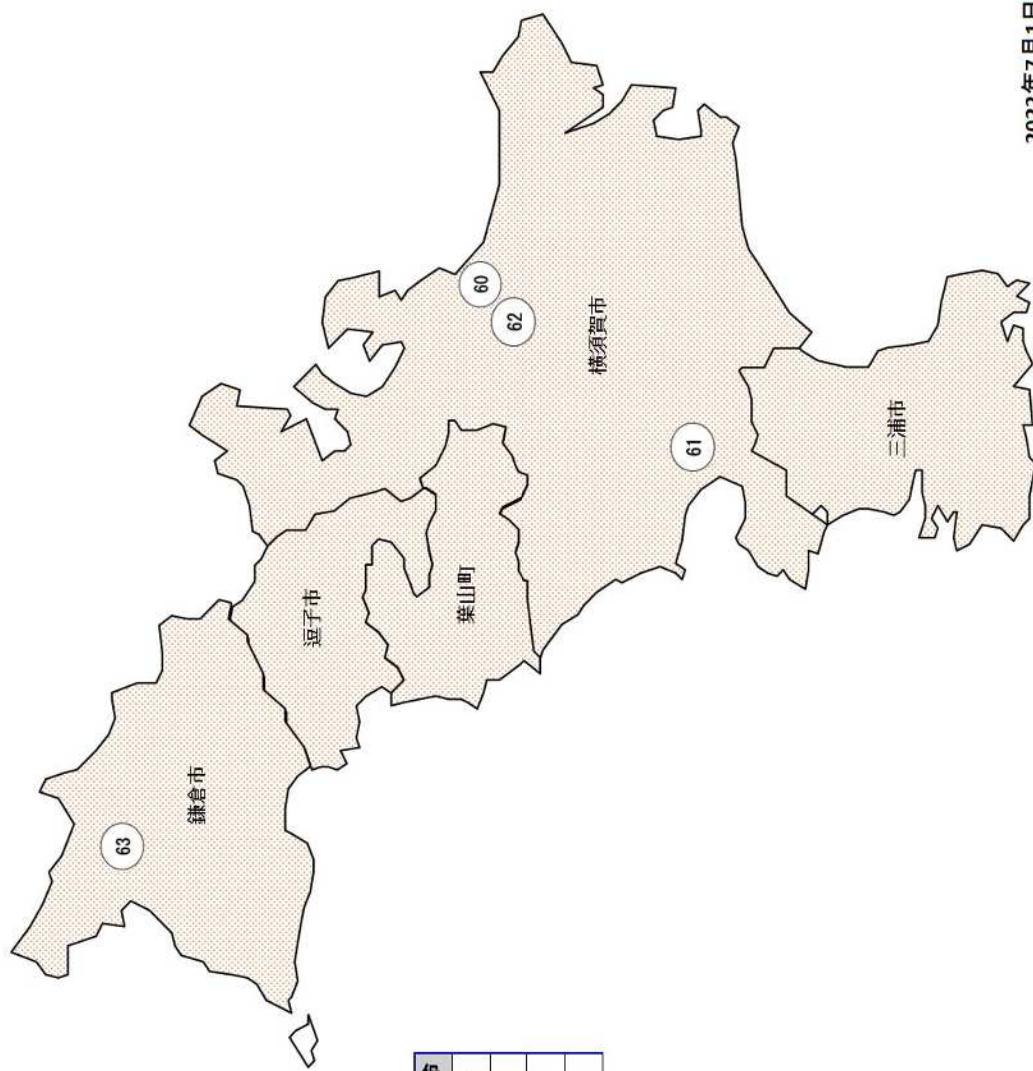
2022年7月1日現在

# 相模原・厚木・県央



相模原・厚木・県央	電話番号	救命
47 相模原協同病院 (緑区)	042-761-6020	
48 相模原赤十字病院 (緑区)	042-784-1101	
49 北里大学病院 (南区) *	042-778-8111	*
50 国立病院機構相模原病院 (南区)	042-742-8311	
51 東芝林間病院 (南区)	042-742-3577	
52 厚木市立病院 (厚木市)	046-221-1570	
53 東名厚木病院 (厚木市)	046-229-1771	
54 仁厚会病院 (厚木市)	046-221-3330	
55 湘南厚木病院 (厚木市)	046-223-3636	
56 大和市立病院 (大和市)	046-260-0111	
57 南大和病院 (大和市)	046-269-2411	
58 海老名総合病院 (海老名市) *	046-233-1311	*
59 座間総合病院 (座間市)	046-251-1311	

# 横須賀・鎌倉・三浦

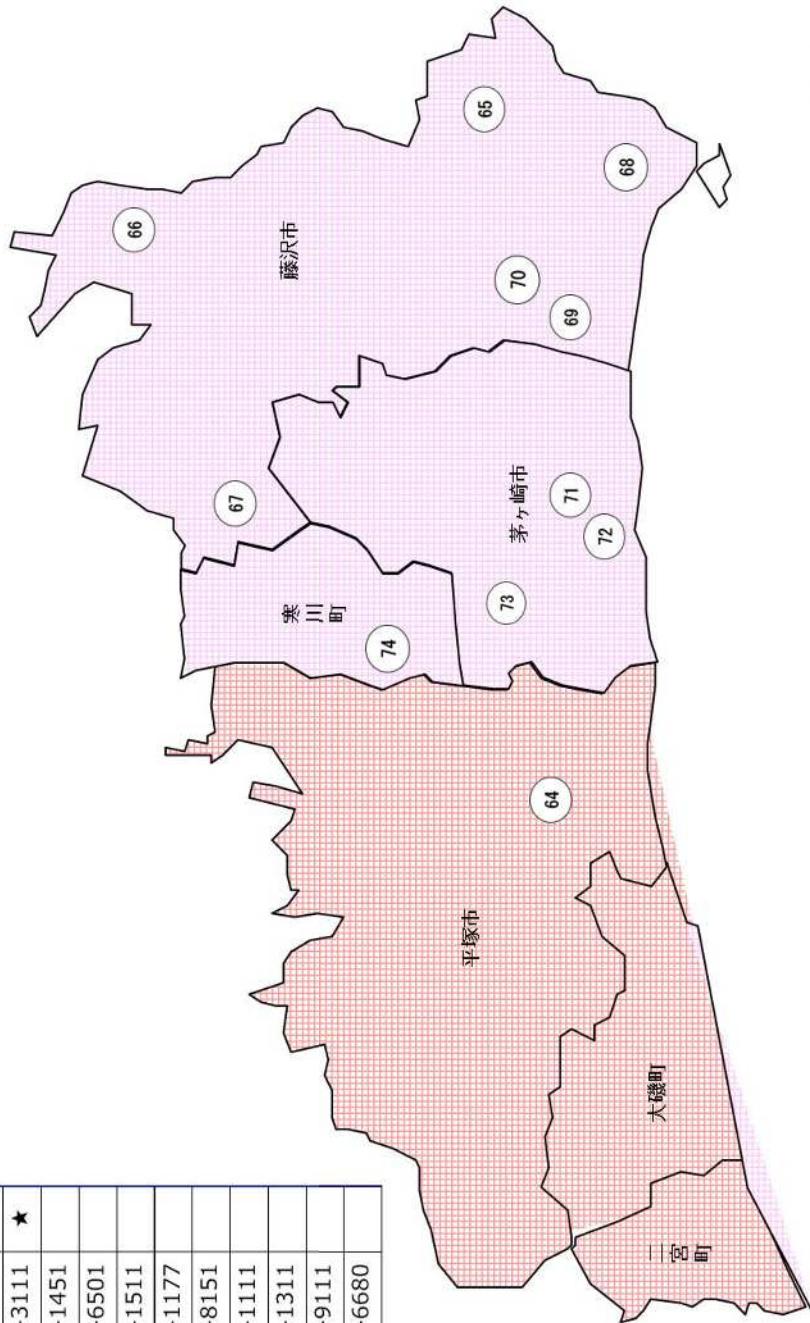


横須賀・鎌倉・三浦			
	電話番号	救命	
<b>60</b>	046-822-2710	★	横須賀共済病院 (横須賀市)
<b>61</b>	046-856-3136		横須賀市立市民病院 (横須賀市)
<b>62</b>	046-823-2630	★	横須賀市立うわまち病院 (横須賀市)
<b>63</b>	0467-46-1717	★	湘南鎌倉総合病院 (鎌倉市)

2022年7月1日現在

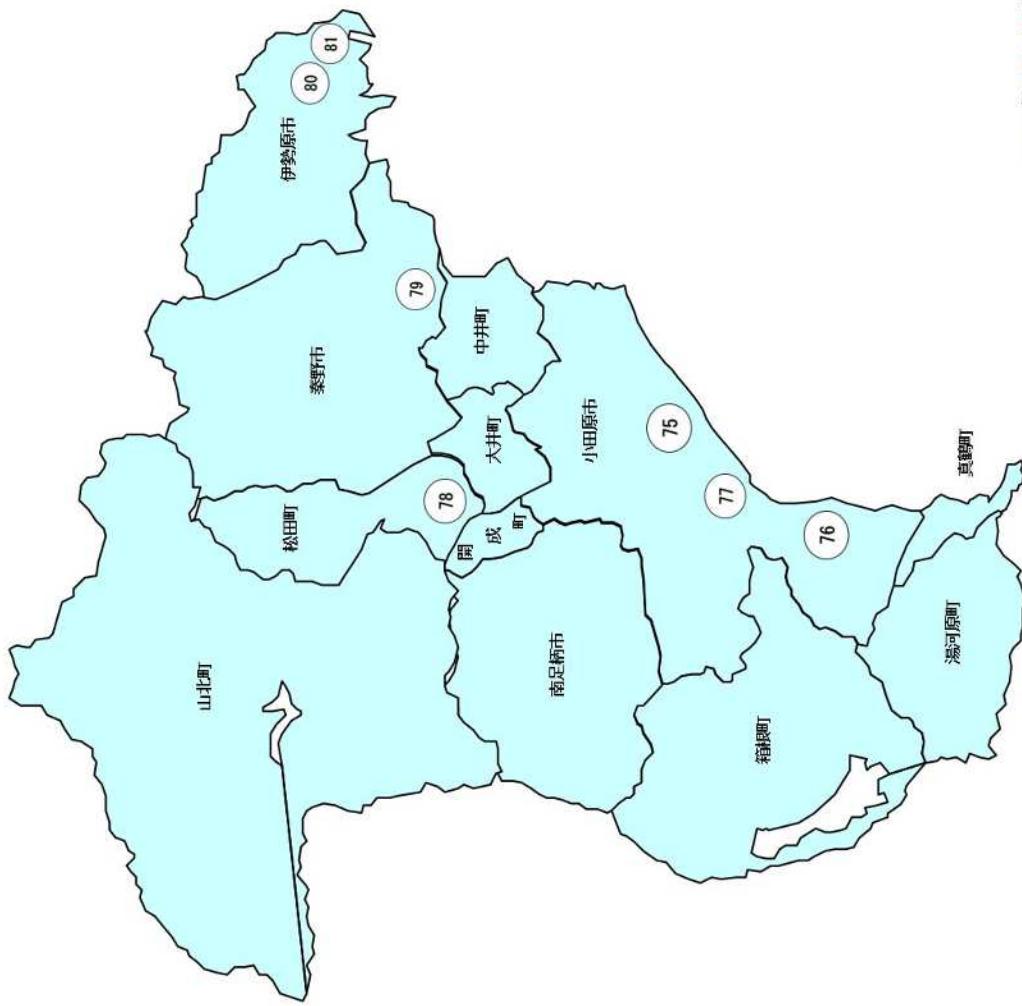
# 平塚・東湘・中郡

	平塚・東湘・中郡	電話番号	救命
<b>64</b>	平塚市民病院（平塚市）	0463-32-0015	★
<b>65</b>	藤沢市民病院（藤沢市）	0466-25-3111	★
66	藤沢湘南台病院（藤沢市）	0466-44-1451	
67	藤沢御所見病院（藤沢市）	0466-48-6501	
68	藤沢脳神経外科病院（藤沢市）	0466-27-1511	
69	湘南藤沢徳洲会病院（藤沢市）	0466-35-1177	
70	湘南中央病院（藤沢市）	0466-36-8151	
<b>71</b>	茅ヶ崎市立病院（茅ヶ崎市）	0467-52-1111	
72	茅ヶ崎徳洲会病院（茅ヶ崎市）	0467-58-1311	
73	湘南東部総合病院（茅ヶ崎市）	0467-83-9111	
74	寒川病院（寒川町）	0467-75-6680	



2022年7月1日現在

# 西湘・秦野・伊勢原



	西湘・秦野・伊勢原	電話番号	救命
<b>75</b>	小田原市立病院（小田原市）	0465-34-3175	★
76	山近記念総合病院（小田原市）	0465-47-7151	
77	小澤病院（小田原市）	0465-24-3121	
78	県立足柄上病院（松田町）	0465-83-0351	
<b>79</b>	秦野赤十字病院（秦野市）	0463-81-3721	
<b>80</b>	東海大学医学部付属病院（伊勢原市）	0463-93-1121	★
81	伊勢原協同病院（伊勢原市）	0463-94-2111	

2022年7月1日現在

**【参考】 関係医療機関名簿（令和4年7月1日時点）**

- 災害時小児救急医療システムブロックにおける関係医療機関の連絡先は次のとおりである。
- 横浜（北部）

所管 保健所	フロック	構成区市町村	医療機関名	電話番号	災害 拠点病院	災害 協力病院	救命救急 センター	ドクター ヘリ	周産期母 子医療セ ンターの 指定	NICU	PICU	小児 リエン	新生兒 リエン	重度心身障 害児施設	洪水	土砂	高潮	津波
		(北部) ・鶴見区 ・神奈川区 ・港北区 ・緑区 ・青葉区 ・都筑区	済生会横浜市東部病院 (鶴見区)	045-576-3000	○	○			地域	○					×			
			汐田総合病院 (鶴見 区)	045-574-1011	○										×			
		重症心身障害児（著） 施設カルビア (鶴見 区)		045-576-3000											○	×		
			横浜市立市民病院 (神 奈川区)	045-316-4580	○	○			地域	○		○		○		△		
			大口東総合病院 (神奈 川区)	045-401-2411	○											×		
		東横浜病院 (神奈川 区)		045-383-1121	○											△		
			横浜労災病院 (港北 区)	045-474-8111	○	○			地域	○					△			
			菊名記念病院 (港北 区)	045-402-7111	○											×		
			高田中央病院 (港北 区)	045-592-5557	○											×		
			牧野記念病院 (緑区)	045-933-4111	○											△		
			昭和大学藤が丘病院 (青葉区)	045-971-1151	○	○						○				△		
			横浜総合病院 (青葉 区)	045-902-0001	○										×			
			昭和大学横浜市北部病 院 (都筑区)	045-949-7000	○				地域	○						△		

横浜市  
保健所

○ 横浜（西部）

所管 保健所	ブロック	構成区市町村	医療機関名	電話番号	災害 拠点病院	救命救急 センター	ドクター ヘル	周産期母 子医療セ ンターの 指定	MFICU	NICU	PICU	小児 リエゾン	新生児 リエゾン	重度心身障 害児施設	洪水	土砂	高潮	津波
	(西部) ・保土ヶ谷区 ・旭区 ・戸塚区 ・泉区 ・瀬谷区	けいゆう病院（西区） 聖隸横浜病院（保土ヶ谷区） 上白根病院（旭区） 聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院（旭区） 横浜鶴ヶ峰病院（旭区） 横浜育医療センター（旭区） 国立病院機構横浜医療センター（戸塚区） 戸塚共立第1病院（戸塚区） 戸塚共立第2病院（戸塚区） 東戸塚記念病院（戸塚区） 平成横浜病院（戸塚区） 西横浜国際総合病院 (戸塚区) 国際親善総合病院（泉区） 戸塚共立リリテーション病院（泉区）	045-221-8181 045-715-3111 045-951-3221 045-366-1111 045-371-2511 045-352-6551 045-851-2621 045-864-2501 045-881-3205 045-825-2111 045-860-1777 045-871-8855 045-813-0221 045-800-0320	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○														
横 浜 市 保 健 所	横浜																	

○ 横浜（南部）

所管 保健所	フロック	構成区市町村	医療機関名	電話番号	災害 拠点病院	災害 協力病院	救命救急 センター	ドクター ヘリ	周産期母 子医療セ ンターの 指定	MFICU	NICU	PICU	小児 リエゾン	新生兒 リエゾン	重度心身障 害施設	洪水	土砂	高潮	津波
		(南部) ・中区 ・南区 ・港南区 ・磯子区 ・金沢区 ・栄区	横浜市立みなど赤十字 病院（中区） 神奈川県立こども医療 センター（南区） 地方独立行政法人神奈 川県立病院機構神奈川 県立こども医療セン ター重症心身障害児施 設（南区） 地方独立行政法人神奈 川県立病院機構神奈川 県立こども医療セン ター肢体不自由児施設 (南区)	045-628-6100 045-711-2351 045-711-2351 045-711-2351	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	地域 地域 総合 総合									x	
		横浜	横浜市立大学附属市民 総合医療センター（南 区） 済生会横浜市南部病院 (港南区) 横浜医療福祉センター (港南区) 横浜市立大学附属病院 (金沢区) 横浜南共済病院（金沢 区） 県立循環器呼吸器病院 センター（金沢区）	045-261-5656 045-832-1111 045-830-5757 045-787-2800 045-782-2101 045-701-9581	○ ○ ○ ○ ○ ○	△ △ △ △ △ △			x										
横浜市保 健所																			

○ 川崎

所管保健所	ブロック	構成区市町村	医療機関名	電話番号	災害拠点病院	災害協力病院	救命救急センター	ドクターヘリ	周産期母子医療センターの指定	NICU	MFICU	PICU	小児リエゾン	新生児リエゾン	重度心身障害児施設	汎水土砂高潮津波
川崎市保健所	(北部) ・高津区 ・多摩区 ・宮前区 ・麻生区	帝京大学医学部附属溝口病院 (高津区)	044-844-3333	○						○					×	
	川崎市立多摩病院 (多摩区)	044-933-8111	○												×	
	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区)	044-977-8111	○	○			総合	○	○	○	○	○	○		△	
	新百合ヶ丘総合病院 (麻生区)	044-322-9991	○												△	
	麻生総合病院 (麻生区)	044-987-2522	○													
	重症児・者福祉医療施設ソリュコ川崎 (麻生区)	044-959-3003												○	×	△
	(南部) ・川崎区 ・中原区 ・幸区	川崎市立川崎病院 (川崎区)	044-233-5521	○	○		地域	○					○		×	×
	宮川病院 (川崎区)	044-222-3255	○												×	
	日本鋼管病院 (川崎区)	044-333-5591	○												×	
	太田総合病院 (川崎区)	044-244-0131	○												×	
	川崎協同病院 (川崎区)	044-299-4781	○												×	
	関東労災病院 (中原区)	044-411-3131	○												×	
	川崎市立井田病院 (中原区)	044-766-2188	○												△	△
	日本医科大学武藏小杉病院 (中原区)	044-733-5181	○	○		地域	○							×		
	川崎幸病院 (幸区)	044-544-4611	○												×	

○ 相模原・厚木・県央

所管 保健所	プロック	構成区市町村	医療機関名	電話番号	災害 拠点病院	災害 協力病院	救命救急 センター	ドクター ヘリ	周産期母 子医療セ ンターの 指定	NICU	PICU	小児 リエゾン	新生兒 リエゾン	重度心身障 害児施設	洪水	土砂	高潮	津波
相 模 原 市 保 健 所	相模原	・相模原市 (緑区、中央 区、南区)	相模原協同病院(緑 区) 相模原赤十字病院(緑 区)	042-761-6020 042-784-1101	○ ○					○								
		ワケン療育病院長竹 (緑区)	ワケン療育病院長竹 (緑区)	042-784-7227											x			
		相模野病院(中央区)	相模野病院(中央区)	042-752-2025										○	x			
		北里大学病院(南区)	北里大学病院(南区)	042-778-8111	○	○				○								
		国立病院機構相模原病 院(南区)	国立病院機構相模原病 院(南区)	042-742-8311	○													
		東芝林間病院(南区)	東芝林間病院(南区)	042-742-3577	○													
		相模原療育園(南区)	相模原療育園(南区)	042-749-6316										○				
		・厚木市 ・愛川町 ・清川村	厚木市立病院(厚木 市) 東名厚木病院(厚木 市)	046-221-1570 046-229-1771	○ ○													
		厚木	仁厚会病院(厚木市) 湘南厚木病院(厚木 市)	046-221-3330 046-223-3636	○ ○													
		七沢療育園(厚木市)	七沢療育園(厚木市)	046-249-2720										○	△			
厚 木 保 健 福 祉 事 務 所	県央	・大和市 ・海老名市 ・座間市 ・綾瀬市	大和市立病院(大和 市) 南大和病院(大和市) 海老名総合病院(海老 名市) 座間総合病院(座間 市)	046-260-0111 046-259-2411 046-233-1311 046-251-1311	○ ○ ○ ○					○								

○ 横須賀・鎌倉・三浦

所管 保健所	プロック	構成区市町村	医療機関名	電話番号	災害 拠点病院	協力病院	救命救急 センター	ドクター ヘリ	周産期母 子医療セ ンターの 指定	NICU	PICU	小児 リエン	新生兒 リエン	重度心身障 害児施設	洪水	土砂	高潮	津波
鎌倉 保健 福祉 事務 所	・横須賀市 ・鎌倉市 ・逗子市 ・三浦市 ・葉山町	横須賀市 ・鎌倉市 ・逗子市 ・三浦市 ・葉山町	横須賀共済病院（横須 賀市） 横須賀市立市民病院 (横須賀市)	046-822-2710 046-856-3136	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	地域	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
	横須賀 ・鎌倉 ・三浦	横須賀市立うわまち病 院（横須賀市） ライフゆう（横須賀 市）	046-823-2630 046-856-6833	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	地域	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
		湘南鎌倉総合病院（鎌 倉市） 鎌倉教育医療センター 小さき花の園（鎌倉 市）	0467-46-1717 046-731-6703	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○										

○ 平塚・中郡・東湘

所管 保健所	フロック	構成区町村	医療機関名	電話番号	災害 拠点病院	災害 協力病院	救命救急 センター	ドクター ヘリ	周産期母 子医療セ ンターの 指定	MFICU	NICU	PICU	小児 リエゾン	新生兒 リエゾン	重度心身障 害児施設	洪水	土砂	高潮	津波
平塚 保健 福祉 事務 所	平塚市 ・大磯町 ・二宮町 ・中郡	平塚市民病院（平塚 市）	0463-32-0015	○	○														△
茅ヶ崎 市保 健所	藤沢市 ・茅ヶ崎市 ・寒川町	藤沢市民病院（藤沢 市）	0466-25-3111	○	○	○	○	○	地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	藤沢湘南台病院（藤沢 市）	0466-44-1451	○																
	藤沢御所見病院（藤沢 市）	0466-48-6501	○																
	藤沢脳神経外科病院 (藤沢市)	0466-27-1511	○																△
	湘南藤沢徳洲会病院 (藤沢市)	0466-35-1177	○																△
	湘南中央病院（藤沢 市）	0466-36-8151	○																
	茅ヶ崎市立病院（茅ヶ 崎市）	0467-52-1111	○						地域	○									
	茅ヶ崎徳洲会病院（茅 ヶ崎市）	0467-58-1311	○																
	湘南東部総合病院（茅 ヶ崎市）	0467-83-9111	○																
	寒川病院（寒川町）	0467-75-6680	○																

○ 西湘・秦野・伊勢原

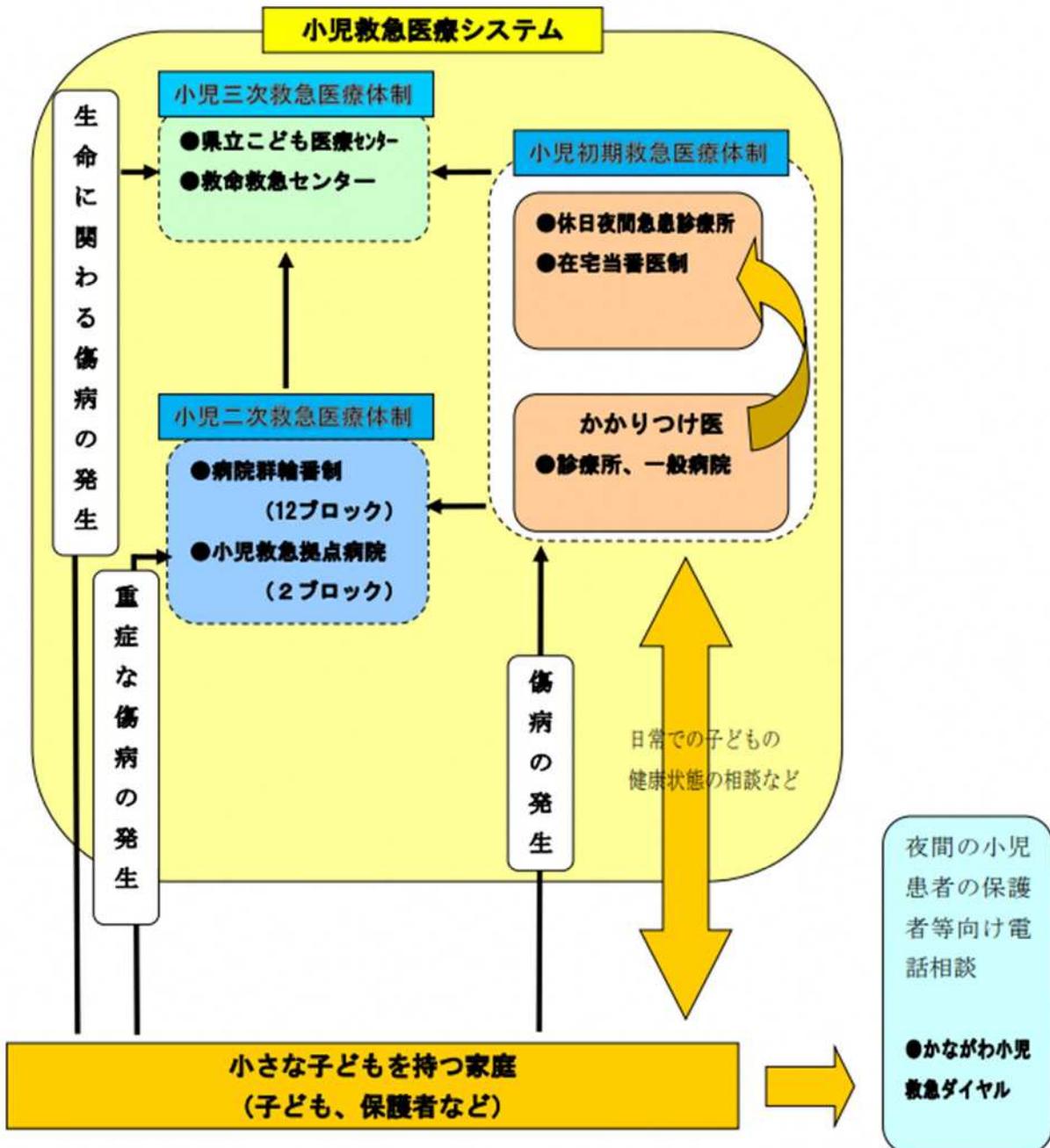
所管保健所	ブロック	構成区市町村	医療機関名	電話番号	災害拠点病院	協力病院	救命救急センター	ドクターヘリ	周産期母子医療センターの指定	MFICU	NICU	PICU	小児リエンジン	新生児リエンジン	重度心身障害児施設	洪水土砂高潮津波
小田原保健福祉事務所	西湘	・小田原市 ・南足柄市 ・中井町 ・大井町 ・松田町 ・山北町 ・開成町 ・箱根町 ・真鶴町 ・湯河原町	小田原市立病院（小田原市） 山近記念総合病院（小田原市） 小澤病院（小田原市） 太陽の門 重症心身障害児（者）施設（小田原市） 独立行政法人国立病院機構箱根病院（小田原市） 県立足柄上病院（松田町）	0465-34-3175 0465-47-7151 0465-24-3121 046-524-6561 046-522-3196 0465-83-0351	○ ○ ○	○ ○	○ ○	地域	○						○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
		・秦野市 ・伊勢原市	秦野市十字病院（秦野市） 独立行政法人国立病院機構秦川病院（秦野市） 東海大学医学部付属病院（伊勢原市） 伊勢原協同病院（伊勢原市）	0463-81-3721 046-381-1771 0463-93-1121 0463-94-2111	○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○

\* 参考（令和4年7月1日時点）

- ・神奈川県保健医療救護計画（令和2年10月）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/27552/iryokeikaku.pdf>
- ・第7次神奈川県保健医療計画  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f742/dainanaji.html>
- ・かがわ福祉情報ミニュニティー  
<https://www.rakuraku.or.jp/>

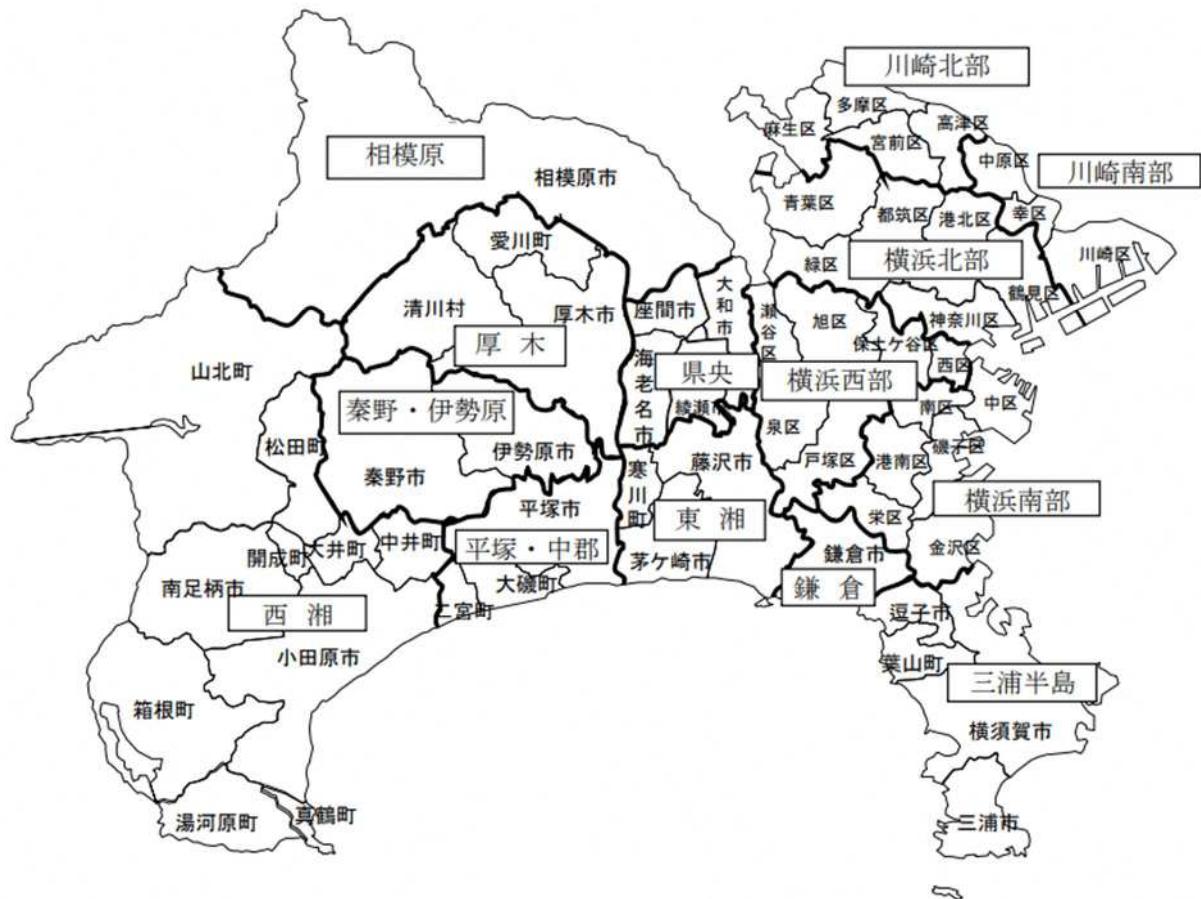
## 【参考】小児救急医療体制

- 小児救急医療体制については、保健医療計画において、次のとおり定めている。



- 小児二次救急（緊急手術や入院を必要とする小児救急患者の医療）については、全県 14 ブロック体制で小児輪番病院や小児救急医療拠点病院で対応している。

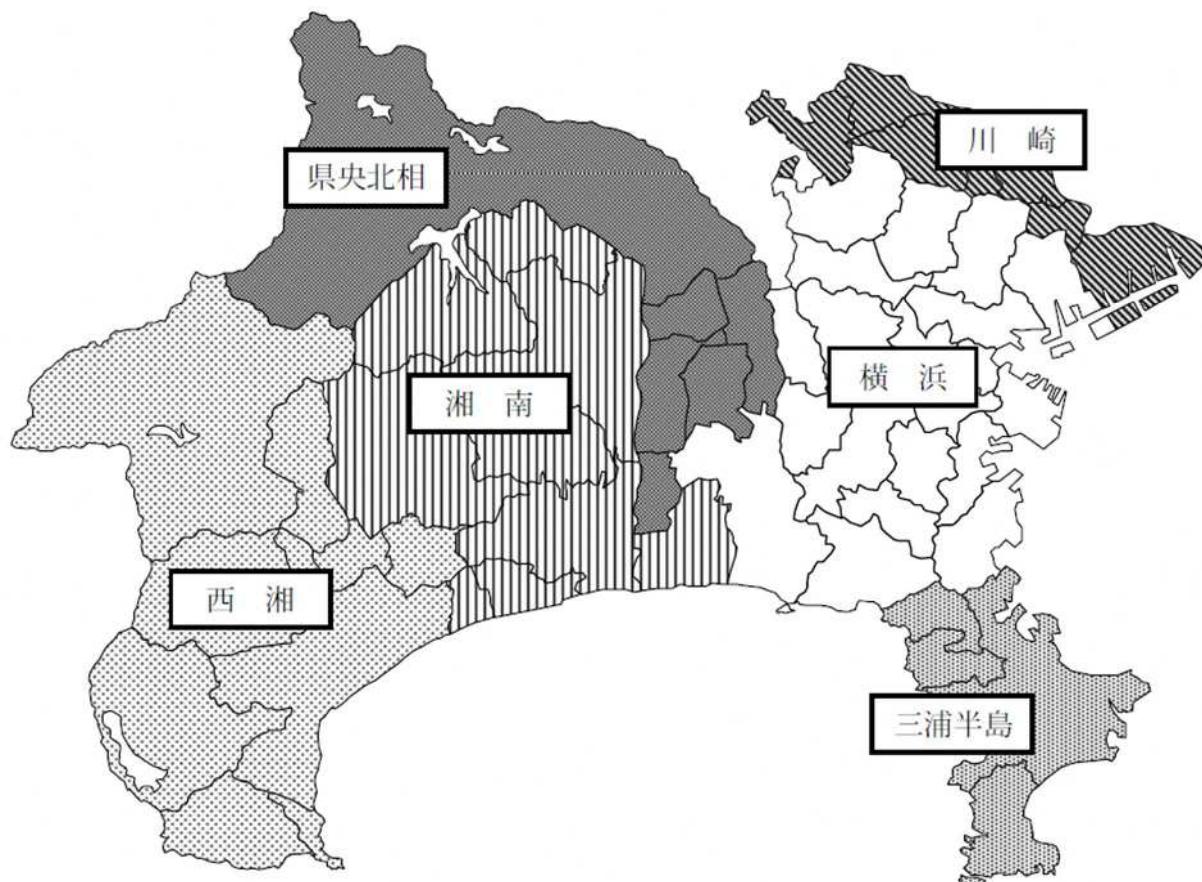
### 小児二次救急医療体制ブロック図



## 【参考】周産期救急医療体制

- 県では、昭和 60 年 6 月より「神奈川県周産期救急医療システム」を運用しており、県内 6 つのブロック内において、それぞれ「基幹病院」、「中核病院」、「協力病院」として機能別に位置づけた受入病院を中心とし、分娩時の予期できない急変等に対処し、ハイリスクの妊婦から新生児まで、高度な医療水準により一貫した対応を 24 時間体制で確保している。

### 周産期救急医療システムブロック

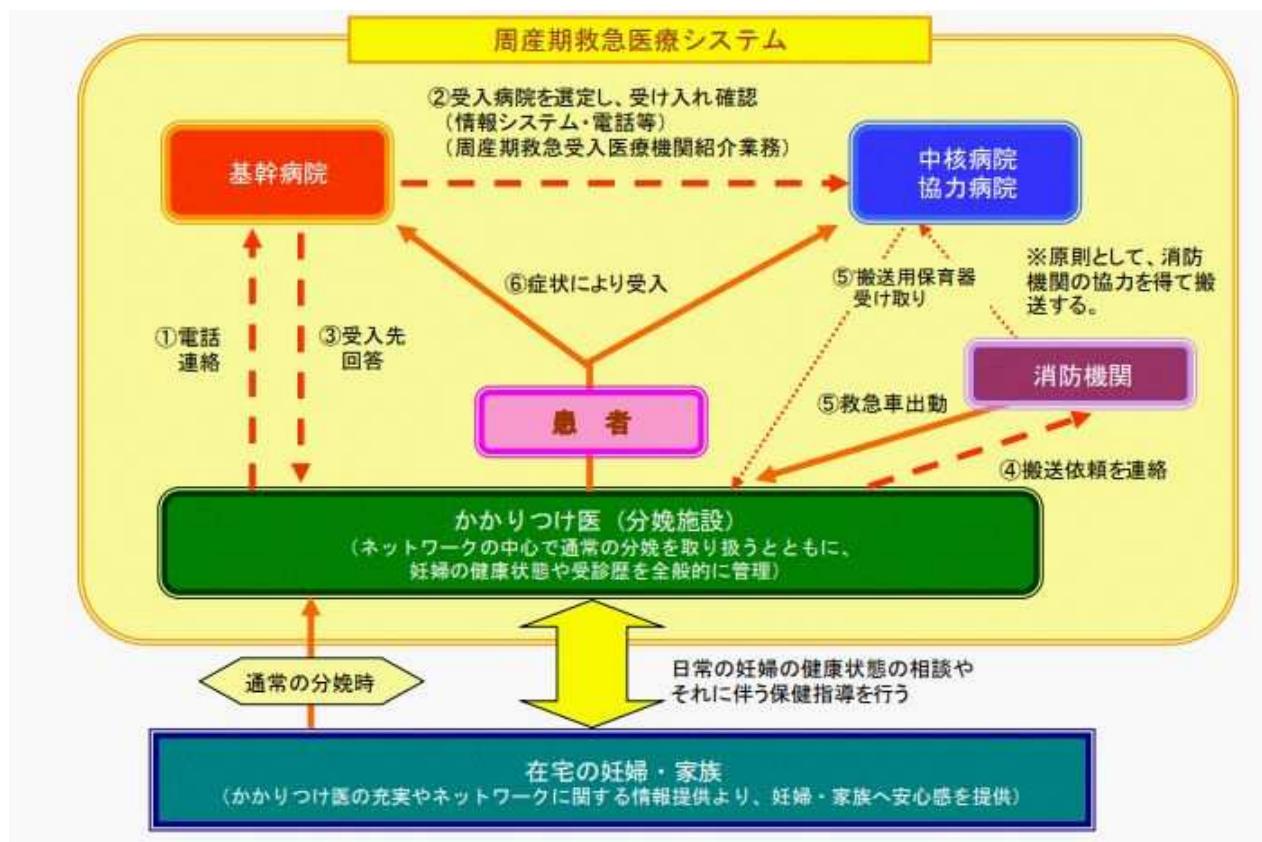


ブロック名	市町村	ブロック名	市町村	ブロック名	市町村	ブロック名	市町村
横浜	横浜市	湘南	平塚市	西湘	小田原市	県央北相	相模原市
	鎌倉市		茅ヶ崎市		南足柄市		大和市
	藤沢市		秦野市		中井町		海老名市
川崎	川崎市		厚木市		大井町		座間市
三浦半島	横須賀市		伊勢原市		松田町		綾瀬市
	逗子市		大磯町		山北町		寒川町
	三浦市		二宮町		開成町		
	葉山町		愛川町		箱根町		
			清川村		真鶴町		
					湯河原町		

## 周産期救急医療システム受入病院機能分類表

分類	機能	国による機能別分類	整備基準	備考
基幹病院	ブロック内の患者受入の調整を行う。ブロックの拠点として、重症例を中心にあらゆる患者を24時間体制で受け入れる。	総合周産期母子医療センター	高度な医療機能 MFICU 6床以上 NICU 9床以上	高度な医療及び人材確保の点から、大学病院相当の施設とする
			比較的高度な医療機能 24時間対応 NICU 等	高度な医療の提供と病床の安定的な確保のため、公立・公的病院を中心認定
協力病院	比較的軽度な患者や基幹病院・中核病院で急性期を脱した患者を受け入れる。	母体から新生児まで周産期を通して診ることのできる医療機関		

## 周産期救急医療システム概要図

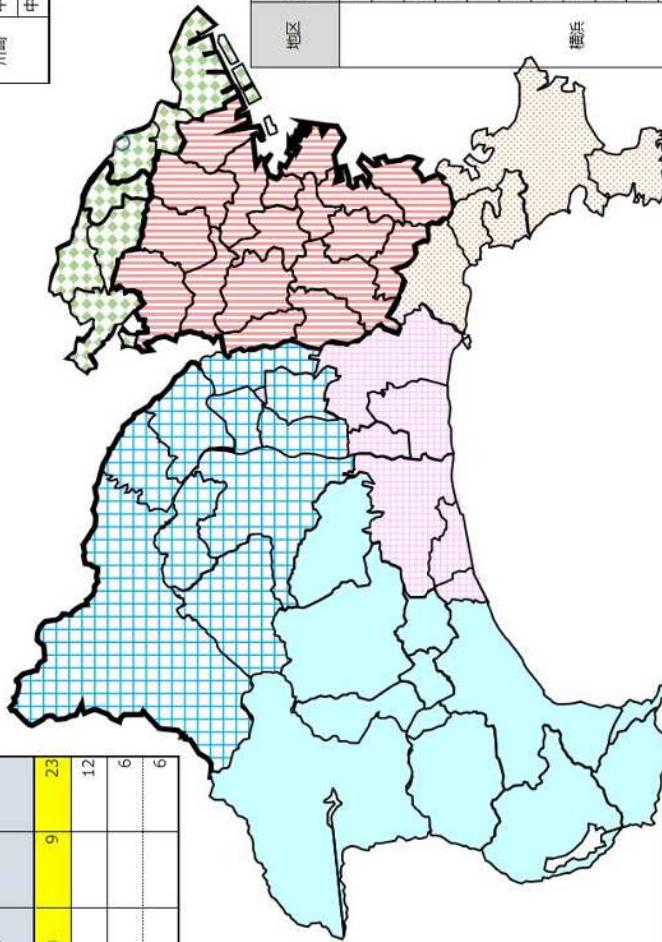


※ 県では、平成 22 年度に「神奈川県周産期医療体制整備計画」（以下「整備計画」という）を策定し、周産期医療体制の整備を実施してきた。同整備計画は、当初の計画期間（平成 22 年度から平成 26 年度まで）が平成 29 年度まで延長されてきたが、国の医療計画の作成指針等の見直しを受け、平成 30 年度から「（第 7 次）神奈川県保健医療計画」に一本化されることとなった。周産期救急医療体制については、「神奈川県周産期医療体制整備計画」及び「（第 7 次）神奈川県保健医療計画」における記載を参考としている。

○ 神奈川県内における周産期医療体制

神奈川県内における周産期医療体制  
2022年7月1日現在

地区	種別	病院名	周産期母子医療センターの指定等	救命救急C	NICU	MFICU
県央	基幹	北里大学病院 (相模原市)	総合	○	9	23
	中核	相模野病院 (相模原市)	地域		12	
北相	協力	大和市立病院 (大和市)	-		6	
	協力	相模原協同病院 (相模原市)	-		6	



地区	種別	病院名	周産期母子医療センターの指定等	救命救急C	NICU	MFICU	NICU
川崎	基幹	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区)	総合	○	6	12	
	中核	日本医科大学武藏川病院 (中原区)	地域	○		6	
	中核	川崎市立川崎病院 (川崎区)	地域	○		6	

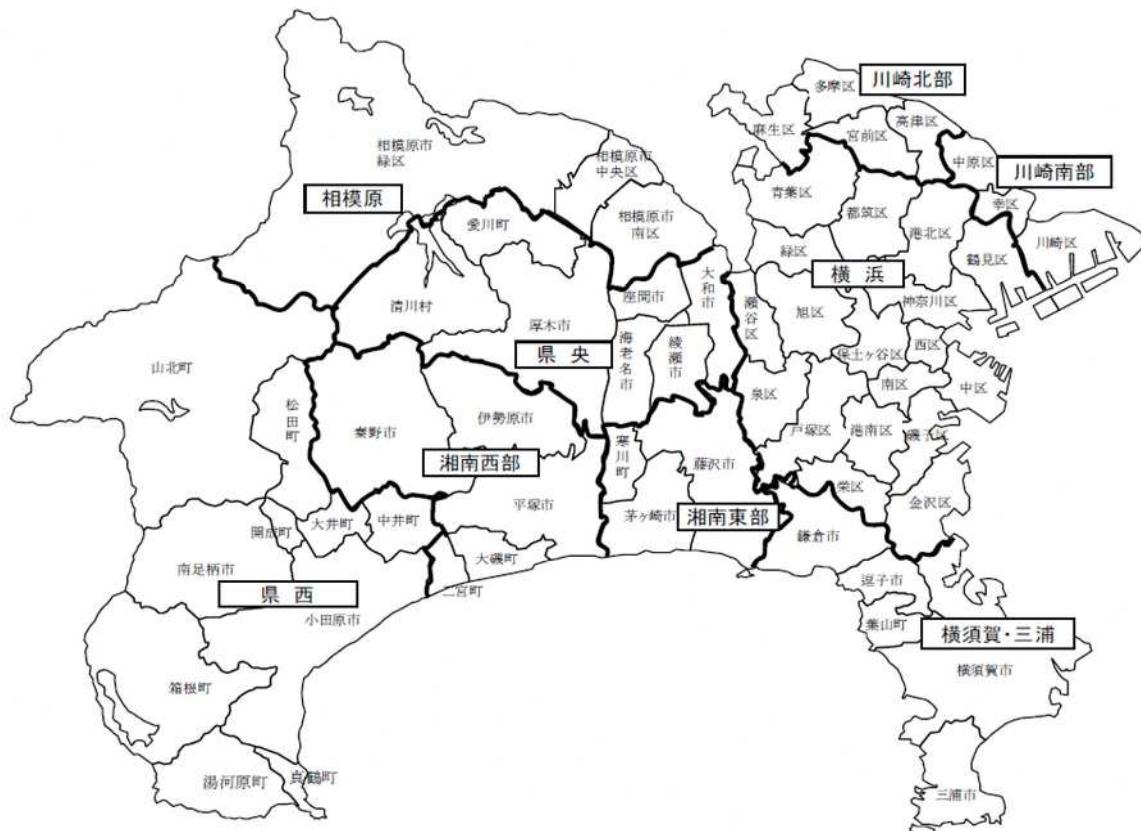
地区	種別	病院名	周産期母子医療センターの指定等	救命救急C	NICU	MFICU	NICU
横浜	基幹	神奈川県立こども医療センター (海区)	総合	○	6	27	
	基幹	横浜市立大学附属市民総合医療センター (南区)	総合	○	6	9	
	基幹	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 (旭区)	地域	○		9	

地区	種別	病院名	周産期母子医療センターの指定等	救命救急C	NICU	MFICU	NICU
湘南	基幹	東海大学医学部付属病院 (伊勢原市)	総合	○	9	12	
	中核	茅ヶ崎市立病院 (茅ヶ崎市)	地域	-	○	3	
	中核	平塚市立病院 (平塚市)	地域	○		6	
三浦	基幹	横須賀共済病院 (横須賀市)	地域	○		9	
半島	中核	横須賀立川まち病院 (横須賀市)	地域	○		6	

## 【参考】二次保健医療圏

○ 県内の二次保健医療圏は、次の市町村で構成される9圏域である。

※ 保健医療計画以外の計画（かながわ高齢者保健福祉計画等）では、川崎市域を1圏域としている。)



二次保健医療圏名	構成市（区）町村
横浜	横浜市
川崎北部	高津区、宮前区、多摩区、麻生区
川崎南部	川崎区、幸区、中原区
相模原	相模原市
横須賀・三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘南東部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県西	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
計（9区域）	(19市13町1村)



No :

## 時系列活動記錄表

部 ( )

記録者 :

No : \_\_\_\_\_

## 情報連絡・処置票

部 ( \_\_\_\_\_ )

記録者 : \_\_\_\_\_

### 1 情報

【情報カテゴリ】※□にレを入れること

通報      要請      報告      情報提供

【緊急度】 ※○を付けること

高	中	低
---	---	---

入手日時	年    月    日    時    分			
入手手段	電話 ・ FAX ・ 口頭 ・ その他 (                )			
発信者／ 発信部署			受信者／ 受信部署	
件名				
内容				

※原本は、入手した班・チームで保管する。

※対策本部内の各班・チームへの引継ぎ→コピーを渡す！「2 対応状況」は、対応する班・チームで記入する。

### 2 対応状況

対応日時	
対応班／ 対応機関	
内容	



神奈川県

| 健康医療局医療危機対策本部室  
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)-210-4634 (直通)